

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会（第4回）

議 事 次 第

日 時：令和7年3月24日（月）

11時00分～

場 所：オンライン

1 開 会

2 議 事

議案1 TOKYO NIGHTTIME PROJECT 実施報告について

議案2 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会設置要綱の改正について

議案3 令和7年度事業計画及び収支予算等について

【配布資料】

- ・ 委員名簿

< 議案1 >

- ・ 資料1 TOKYO NIGHTTIME PROJECT 実施報告

< 議案2 >

- ・ 資料2-1 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会設置要綱改正案
- ・ 資料2-2 新旧対照表

< 議案3 >

- ・ 資料3-1 令和7年度東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト事業計画
- ・ 資料3-2 令和7年度東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト収支予算
- ・ 資料3-3 令和7年度東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実施に関する協定書（案）

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会 委員名簿

令和 6 年10月 29日現在

委員長	前田 千歳	東京都 産業労働局観光振興担当部長
委員	橋本 一朗	(公財)東京観光財団 常務理事
委員	村上 喜孝	新宿区文化観光産業部文化観光課長
委員	加世田 秀一	(一社)新宿副都心エリア環境改善委員会 事務局
委員	大山 真帆子	(一社)新宿観光振興協会 事務局長

イベント概要

- イベント名：「西新宿イルミネーションマーケット」
- 実施場所：4号街路、周辺施設・店舗等
- 日時：令和6年11月28日（木）～令和7年1月13日（月・祝）
- メディア：TV・Web記事等、合計201のメディアで報道



実施内容

- ①4号街路でのイルミネーション ※11月28日には点灯式セレモニーを実施
 - ・西新宿4号街路地下道出口～11号街路下（歩道部街路樹）にてシャンパンゴールドのイルミネーション装飾を実施（全長約200m）
- ②4号街路でのキッチンカー・マルシェ出展
 - ・金土日17時～22時を中心に、14日間出店
- ③周辺施設と連動したデジタルスタンプラリー
 - ・西新宿エリアのイルミネーションスポットを巡るスタンプラリーを実施



【点灯式セレモニー】



【キッチンカー出店】



【スタンプラリースポットの設置】



イベント概要

- イベント名：「Happy New Year Tokyo 2025」
- 実施場所：メイン会場 都民広場/サテライト会場 都庁通り
/キッチンカー 新宿住友ビル前歩道
- 日時：令和6年12月31日(火) 第1部 22時～23時 / 第2部 23時15分～24時10分
- 参加者数：2, 922名（都民広場：1, 494名/ 都庁通り：1, 428名）
- メディア：TV・Web記事等、海外メディアを含め合計72のメディアで報道



実施内容

【プログラム内容】

- ＜第1部＞常設プロジェクションマッピングメドレー/DJプレイ
- ＜第2部＞プロジェクションマッピング投影/今井翼氏トークショー
/ステージパフォーマンス（和太鼓・DJ）/花火等によるカウントダウン演出



【プロジェクションマッピング】



【和太鼓パフォーマンス】



【カウントダウン演出】

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）は、東京におけるナイトタイム観光の活性化及び周辺地域の賑わい創出を目的に、地域と連携したイベントや企画等を実施するものである。これにより、東京の魅力を国内外へ強力に発信し、誘客拡大を図るとともに、観光都市としての優位性・競争力を一層高めることにも資するものとする。

本プロジェクトを円滑に運営するため、東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 要綱、事務規程及び財務規程等の制定及び改廃に関すること
- (2) イベント等の企画、広報、実施及び関連する契約に関すること
- (3) 予算の編成及び決算の承認に関すること
- (4) イベント等実施に係る総括に関すること
- (5) その他設置目的を達成するために必要な事項

(議決事項)

第3条 実行委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の策定、実施計画及び事業報告の承認に関すること
- (2) 予算の編成及び決算の承認に関すること
- (3) その他イベント等の運営に関する事項

(委員)

第4条 委員は、別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委員会が解散する日までとする。

- 2 ただし、任期中に異動等が生じた場合は、前任者の残余期間を後任者の任期とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員会が別に解散日を定めた場合には、当該解散日までを任期とする。

(委員長・議決等)

第6条 委員長は東京都産業労働局観光振興担当部長をもって充てる。

- 2 委員長は必要に応じて委員会の議事を招集し、主宰する。また、関係者等に会議への出席、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。
- 5 議決事項は、出席した委員（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長が不在の場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 7 委員又は事務局が、実行委員会の議決事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、実行委員会においてその提案を可決する旨の議決があったものとみなす。
- 8 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

（監事）

第7条 委員会に監事を置く。

- 2 監事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 監事は、必要に応じて委員会の業務執行及び会計処理の状況を監査する。
- 4 監事は、委員会の収入及び支出の処理が完了したのち、委員会の収支に関する帳簿及び証拠書類について監査を行い、その結果を委員長に報告する。

（事務局の設置）

第8条 委員会の事務を処理するため、東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

- 2 事務局員は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 事務局長は、東京都産業労働局観光部振興課長を充てる。
- 4 事務局長は、委員長の名を受け、委員会の事務を統括する。

（経費）

第9条 実行委員会の運営に必要な経費は、東京都の負担、その他の収入をもって充てる。

（解散）

第10条 実行委員会は、その存続の必要性がなくなつたと認められる場合、実行委員

会の会議における議決を経て解散する。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。

(規程等)

第 11 条 実行委員会における事務及び財産の取扱いについては、実行委員会において定めるものとする。

(その他)

第 12 条 本要綱に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 日から施行する。

【別表 1】

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会委員

委員長	東京都産業労働局 観光振興担当部長
委員	新宿区 文化観光産業部 文化観光課長
〃	公益財団法人東京観光財団 常務理事
〃	一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会 事務局
〃	一般社団法人新宿観光振興協会 事務局長

【別表 2】

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会 監事

監事	東京都産業労働局 総務部 計理課長
----	-------------------

【別表 3】

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会 事務局

事務局長	東京都産業労働局 観光部 振興課長
事務員	東京都産業労働局 観光部 振興課 地域活性化担当

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会設置要綱 新旧対照表（案）

改正案	現行
第 1 条から第 9 条まで（現行のとおり） 第 10 条 実行委員会は、<u>その存続の必要性がなくなったと認められる場合、実行委員会</u>の会議における議決を経て解散する。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。 附 則 この要綱は、令和 6 年 5 月 24 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 6 年 6 月 12 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7 年 3 月 日から施行する。</u>	第 1 条から第 9 条まで（略） 第 10 条 実行委員会は、<u>イベント等が終了した後</u>に開催される<u>実行委員会の会議</u>における議決を経て解散する。ただし、解散日はすべての事務処理が終了した後とする。 附 則 この要綱は、令和 6 年 5 月 24 日から施行する。 附 則 この要綱は、令和 6 年 6 月 12 日から施行する。

東ナ実委第 号
令和 7 年 3 月 日

令和 7 年度東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト事業計画

1 事業目的

本事業は、都のナイトタイム観光活性化に向けたイベントを開催するとともに、周辺エリアにおける賑わい創出につながる取組を実施するものである。これにより、東京の魅力を国内外へ強力に発信し、誘客拡大を図るとともに、観光都市としての優位性・競争力を一層高めることを目的とする。

2 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト事業の概要

ア 西新宿エリア賑わい創出の取組

(1) 実施時期

令和 7 年 11 月頃～令和 8 年 1 月頃まで（予定）

※実施日程の詳細は、実行委員会と別途協議の上決定する。

(2) 実施内容

西新宿エリアにおける年末時期にかけての賑わい創出のイベントの企画、実施

(3) 開催場所

西新宿周辺エリア（都民広場、4 号街路、新宿中央公園、その他周辺施設等）

(4) 運営方法

実行委員会にて企画・運営を行う。

企画・運営にあたっては、委託業者を選定し、事業の一部を実施させる。

イ 年越しカウントダウンイベント

(1) 実施時期

令和 7 年 12 月 31 日 22 時頃～25 時頃（想定）

※実施日程の詳細は、実行委員会と別途協議の上決定する。

(2) 実施内容

年越しをオンタイムで祝うイベントの企画、実施

(3) 開催場所

メイン会場：東京都庁第一本庁舎 都民広場

サブ会場：新宿中央公園、4 号街路、その他周辺施設等（予定）

(4) 運営方法

実行委員会にて企画・運営を行う。

企画・運営にあたっては、委託業者を選定し、事業の一部を実施させる。

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト収支予算

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実施に伴う予算を、下記のとおり編成する。

記

【令和7年度予算】

大科目	内容	金額	備考
負担金収入	東京都負担金	500,000,000	
協賛金収入	協賛企業等からの協賛金	0	
雑収入	その他収入	0	
計		500,000,000	

【令和7年度予算】

(支出の部)

大科目	中科目	金額	備考
事業運営費	委託料	498,600,000	会場の設営、装飾等及び事業運営に係る委託経費
	雑支出	200,000	
事務局運営費	会議費	500,000	委員会の開催等に係る経費
	消耗品費	200,000	事務局運営に係る消耗品の経費
	役務費	300,000	荷物の運搬、振込み等に係る経費等
	雑支出	200,000	その他の支出
計		500,000,000	

令和 7 年度東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの
実施に関する協定書

東京都を甲とし、東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会を乙として、甲乙間において、次の条項により協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、共催協定については別途定める。

（目的）

第 1 条 本協定は、東京におけるナイトタイム観光の活性化及び周辺地域の賑わい創出を目的とした、地域と連携したイベントや企画等（以下「本事業」という。）の円滑な実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第 2 条 本協定の期間は、協定締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

（事業内容）

第 3 条 甲及び乙は、本事業を円滑に実施するため、別紙「事業計画」に掲げる事業その他必要な事業を行う。

（業務分担）

第 4 条 甲及び乙は、それぞれ次に掲げる業務を分担する。

（1）甲の分担業務

- ア 本事業の企画・実施等に関する協議及び助言
- イ 甲の媒体を用いた広報等

（2）乙の分担業務

- ア 本事業の企画、広報、実施等に関する業務全般
- イ その他本事業の実施に必要な事項

（経費負担）

第 5 条 本事業の実施に要する経費は、別紙「収支予算書」に基づき、甲が負担する。

2 本事業の実施において、乙は、民間事業者等から協賛金を募ることができるものとし、これを前項に規定する甲の負担金に充当することができる。

3 本事業に係る費用の精算の結果、欠損金が生じたときは甲の負担とする。

ただし、本事業の総事業費が第 1 項に定める甲の負担額を下回った場合は、乙は、甲の負担額から総事業費を差し引いた額に乙が本事業実施に当たって収入した協賛金等の総計を加えた額を甲に返還するものとする。

（事業計画の変更）

第 6 条 甲及び乙が第 3 条に定める事業の内容及び第 5 条に定める経費負担額を大幅に変更し、又は本事業を中止する必要がある場合には、甲乙間において協議するものとする。

（負担金の払込み）

第 7 条 乙は、甲に対して本事業の負担金の支払を請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めたときには、請求金額を乙に支払うものとする。

（経理）

第8条 乙は、本事業に係る収入及び支出を明らかにするため帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、常に経理状況を明らかにするとともに、当該帳簿及び当該証拠書類は、本事業終了後5年間保管するものとする。

2 甲は乙に対し、いつでも前項に定める経理に係る帳簿等の閲覧を求めることができる。

（報告）

第9条 乙は、本事業の終了後、別記第1号様式により速やかに事業報告書、収支決算書及びその他甲の指示する書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。

（負担金の精算）

第10条 甲は、前条の規定により提出のあった書類に基づき、本事業の終了後速やかにその内容を調査・審査の上、適当と認められるときは、甲の負担金の額を確定し、乙に対して別記第2号様式により通知する。

2 乙は、前項による額の確定通知を受けたときは、ただちに別記第3号様式により精算するものとする。

（事務処理状況の調査）

第11条 甲は、必要と認めるときは、乙の事務処理状況を調査することができる。

2 甲は前項の調査に当たり、いつでも第8条に定める帳簿その他の関係書類等の提出を乙に求めることができる。

（協定の解除及び負担金の返還）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は乙は本協定を任意に解除するとともに、当該時点までにかかった実費について、甲乙協議の上、相応の負担をするものとする。なお、実費に係る負担を除き、甲は乙に対し支払った負担金の一部又は全部について返還を求めることができる。

（1）甲又は乙が本協定の各条項に著しく違反したとき

（2）甲において、公益上の見地から本事業を中止する必要があるとき

2 甲及び乙は、前項各号の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

（延滞金及び違約加算金）

第13条 甲が前条の規定により乙に負担金の返還を求めた場合において、乙が甲指定の期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

2 前項の規定に該当し、本協定を解除して、甲が乙に負担金の返還を求めた場合においては、負担金の受領日から納付日までの日数に応じ、当該負担金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

（延滞金及び違約加算金の計算）

第14条 甲が前条第1項の規定により乙に延滞金の納付を求めた場合において、返還を求めた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額

によるものとする。

- 2 甲が前条第2項の規定により乙に違約加算金の納付を求めた場合において、乙の納付した金額が返還を求めた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を求めた負担金の額に充てるものとする。

（損害賠償責任）

- 第15条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。
- 2 本事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。
 - 3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

（緊急時の対応）

- 第16条 甲及び乙は、本事業の実施期間中、運營業務の実施に関連して事故、災害、その他の緊急事態（以下「緊急事態」という。）が発生した場合に備え、対処に関する体制の整備その他必要な措置に関する事項を定めなければならない。
- 2 甲及び乙は、緊急事態が発生した場合は、速やかに必要な措置を講ずるとともに、関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。
 - 3 緊急事態が発生した場合は、甲及び乙は、事故等の原因調査に当たらなければならない。

（暴力団等の排除）

- 第17条 乙は、本事業の運營業務を実施するに当たり、暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）による不当若しくは違法な要求又は本協定の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- （1）断固として不当介入を拒否すること
 - （2）甲に報告すること
 - （3）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること

（個人情報の取扱い）

- 第18条 甲及び乙が、分担業務に関して取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。運營業務終了後においても同様とする。
- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
 - 3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
 - 4 甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

（裁判管轄）

- 第19条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の

専属的合意管轄裁判所とする。

（権利の帰属）

第20条 本事業の実施により得られる成果・著作権は、乙に帰属するものとする。

2 甲及び乙並びに乙の構成員は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による乙の保有成果物を利用できるものとし、乙は別途著作権使用料を請求しないものとする。

3 その他、権利の帰属に関して疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

（協定内容の変更）

第21条 甲及び乙は、運営業務の内容等を変更する必要があるとき又は、経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適当となった場合は、協議の上本協定の内容を変更することができる。

（その他）

第22条 本協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙はその都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
東京都知事 小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト実行委員会
委員長 前田 千歳

(別記第 1 号様式)

令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所 在 地
名 称
代表者氏名

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの
実施に係る事業報告書・収支決算書の提出について

このことについて、東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの実施に関する協定書
第 9 条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

(別記第2号様式)

産労観振第 号
令和 年 月 日

名称
代表者名

東京都知事 小池 百合子

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの実施に係る
事業報告書・収支決算書の承認及び東京都負担額の確定について

このことについて、令和 年 月 日付けで提出のありました東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの実施に係る事業報告書及び収支決算書については、東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの実施に関する協定書第10条の規定に基づき、記載のとおり承認します。

また、東京都が負担する額について、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

負担金額確定額
金

円

(別記第 3 号様式)

令和 年 月 日

東 京 都 知 事 殿

名称
代表者名

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの実施に係る負担金精算書

このことについて、令和 年 月 日付 産労観振第 号で額の確定通知を受けた負担金について、東京ナイトタイム魅力創出プロジェクトの実施に関する協定書第10条第 2 項の規定に基づき下記のとおり精算します。

記

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 概算受領額
金 | 円 |
| 2 | 精算額
金 | 円 |
| 3 | 差引額
金 | 円 |

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト事業計画

1 事業目的

本事業は、都のナイトタイム観光活性化に向けたイベントを開催するとともに、周辺エリアにおける賑わい創出につながる取組を実施するものである。これにより、東京の魅力を国内外へ強力に発信し、誘客拡大を図るとともに、観光都市としての優位性・競争力を一層高めることを目的とする。

2 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト事業の概要

ア 西新宿エリア賑わい創出の取組

(1) 実施時期

令和7年11月頃から令和8年1月頃まで(予定)

※実施日程の詳細は、実行委員会と別途協議の上決定する。

(2) 実施内容

西新宿エリアにおける年末時期にかけての賑わい創出のイベントの企画、実施

(3) 開催場所

西新宿周辺エリア(都民広場、4号街路、新宿中央公園、その他周辺施設等)

(4) 運営方法

実行委員会にて企画・運営を行う。

企画・運営に当たっては、委託業者を選定し、事業の一部を実施させる。

イ 年越しカウントダウンイベント

(1) 実施時期

令和7年12月31日22時頃から25時頃まで（予定）

※実施日程の詳細は、実行委員会と別途協議の上決定する。

（2）実施内容

年越しをオンタイムで祝うイベントの企画、実施

（3）開催場所

メイン会場：東京都庁第一本庁舎 都民広場

サブ会場：新宿中央公園、4号街路、その他周辺施設等（予定）

（4）運営方法

実行委員会にて企画・運営を行う。

企画・運営に当たっては、委託業者を選定し、事業の一部を実施させる。